

令和元年度第1回「大阪府差別解消に関する有識者会議」 (R1.11.21)における委員の主な意見について（概要）

項目1-① 法務省通知（H30.12.27）における違法性及び権利侵害等の考え方について

- 不当な差別的言動一般の違法性（行為の危険性）は、個人の権利利益侵害を前提とする民法第709条の不法行為の成立要件としての違法性とは異なるが、但書きより、いわゆる同和地区の摘示については、原則、違法性があり、削除要請の対象となることを示している。
- 同通知は、削除要請を行う根拠となる考え方を示したものの。
- 民法第709条の違法性が異なるとは、民法第709条の不法行為が成立すると問われた場合に、法務局としてはそこまで責任が持てない、法務局が判断すべきことではないという意味と考えられる。
- 学術・研究等の正当な目的による場合は、摘示に合理的な理由が認められる場合があるとあるが、歴史学研究と異なり、ネット上で学術研究を標榜している投稿は、現在のことを扱っているのがほとんどなので、学術的な意味が認められるかは怪しい。

項目1-② 法務省通知（H31.3.8）における集団に対する違法性及び権利侵害等の考え方

- ヘイトスピーチが集団に対してなされても、その集団に属する具体的な自然人等がいる場合には、精神的苦痛等の損害や人格権侵害のおそれは十分ある。
- 通知は確実に不法行為として裁判所が判断するかどうか確証を持てないということを示しているに過ぎず、あまり面積や人数を基準にして考えるものでもないと思う。
- 文脈によって変わってくるので、予め明確に示すことは難しいが、「この〇〇人」など特定の地域を指定したものであれば、違法性が認められると考えられる。

項目 2-① 人権擁護機関（法務局等）に削除命令権（罰則付き）を付与することは可能か。

② ①が難しい場合、人権擁護機関が行う削除要請に対してプロバイダ等が削除した際の免責を認めるプロ責法第 3 条第 2 項の改正を求めることは妥当か。

- 法務省の通知において、いわゆる同和地区の摘示が差別的であると明確に示していることから、削除要請より強い削除命令が出来るのではないかと主張することは十分可能と考える。
- ドイツでは、犯罪であることを前提として罰則を科しているが、日本のヘイトスピーチ解消法は理念法であり、これを根拠に削除しないから罰則を科すということには懸念がある。
- ②の考え方は、削除要請により削除された者の訴訟の訴える対象がプロバイダから国へ替わることから、被害救済ということではあり得るものと考ええる。
- 法務局が削除要請をしていないことが一番大きな問題で、国に削除要請を積極的にするように求めるべきではないか。
- 第三者機関としてパリ原則に則った国内人権機関がないことがありとあらゆる問題の根幹にあるのではないか、国内人権機関の設立に声を上げていくことが様々な解決に紐づくものと考ええる。
- 人権擁護機関からの削除要請があった場合には削除しても免責されるとする法律の規定の仕方については、プロ責法 3 条 2 項の改正とするか、3 条 2 項 1 号の「信じるに足りる相当の理由」に当該削除要請が該当することを施行規則等で定めるのか、立法技術上は、検討の余地があるのではないか。